

Title	軍国民教育思想・国家主義教育思想・軍事教育思想の中華民国の学校体育に及ぼした影響
Sub Title	Effects of militarism, nationalism and militant spirit on school physical education in the Republic of China
Author	笹島, 恒輔(Sasajima, Kosuke)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1968
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.8, No.1 (1968. 12) ,p.45- 61
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00080001-0045">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00080001-0045</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 軍国民教育思想・国家主義教育思想・軍事教育思想の中華民国の学校体育に及ぼした影響

笹 島 恒 輔\*

1. は じ め
2. 軍国民教育思想
3. 軍国民教育思想の体育への影響
4. 国家主義教育思想
5. 国家主義教育思想の体育への影響
6. 軍事教育思想
7. 軍事教育思想の体育への影響
8. む す び

## 1. は じ め

体育は古代より現在に至るまで常に時代時代の社会的条件の影響を強く受けてくる科目であることは、明治から現在までの日本の学校体育の扱いを見てもわかることである。<sup>(1)</sup>

中華民国成立後、「壬子学制」、「壬戌学制」、「戊辰学制—民国学校法」と学制が公布され、初期の日本式学制が米国式の6・3・3制に改められていったが、その間に北京政府期の軍閥間の主導権争いによる内戦の続発、第1次国共合作、国共分裂、国民党の北伐の完成による中国の統一、国民党による共産党討伐と共産党の西征、日本の大陸進出に伴う満州事変、日華事変、それに引き続いての太平洋戦争、太平洋戦争終結後における国民党と共産党の相剋というように、1912年の中華民国の成立から1949年の中華人民共和国の成立までの37年間の社会状況は目まぐるしく変動して来ている。

新しい社会状況はそれに適応する新しい人間を必要としている。新しい社会に適応する人間は新しい教育から生まれてくるのである。そのため、社会状況の変化は教育への影響となって現われて来ている。

中華民国の教育界を支配した教育思想は種々あったが、大別すれば、政治的、経済的、軍事<sup>(3)</sup>

---

\* 慶應義塾大学体育研究所助教授

的、芸術的、科学的の5つの教育思想に大別される。しかし、満州事変以後の中国の教育はすべてが軍事力の結集に向かって推進されていった。<sup>(4)</sup>

国家が戦時体勢に入れば軍事教育が重視されるのは当然であり、それが体育の授業に影響を及ぼすのは体育という教科の宿命でもある。

本論文においては、中華民国の成立から、日華事変により大陸の奥地に移転した国民政府の学校体育に最も影響を与えたと思われる軍国民教育思想・国家主義教育思想・軍事教育思想がどのような影響を与えたかについて述べてゆくものである。

中国の教育界を支配した各教育思想相互の関係は極めて複雑であり、また、その基礎となった思想も種々交錯している。

軍国民教育思想は、国民総てが軍事的知識と軍人的精神をそなえ軍事力の強化につとめるように教育しようとする思想であり、この思想は、中国の軍事力の近代化のたちおくれから、たび重なる外国との戦に敗れて欧米列強、日本の進出を許したことに屈辱を感じていたために学制の公布された清の光緒28年(1902年)頃より強く教育界を支配していた思想で、中華民国が成立してからも存在し、民国3年(1914年)の第1次世界大戦を契機としてより強く盛り上がって行き、第1次世界大戦の終了で下火となった思想である。

国家主義教育思想は、民国11年(1922年)頃から民国15年(1926年)頃にかけて盛んとなった教育思想であるが、この教育思想はこの時期に一時的に盛り上がっただけでその後は下火になった教育思想である。

軍事教育思想は、民国11年(1922年)頃より軍閥の圧迫に対抗して自衛力を養おうという思想が強くなり、軍国民教育思想に代わって教育界を支配した教育思想で、軍閥の権力争いによる内戦の続発、国民党の北伐による内戦により盛んとなり、国民党が北伐を完成してからも依然として強く残り、民国20年(1931年)に日本の大陸進出による満州事変が起きて以後は一層盛んとなり、満州事変以後の中国の教育は総て軍事力の結集に向かって推進されたので、この軍事教育思想に支配されていたのである。

これらの3つの教育思想はいずれも体育に影響を与えたので、その影響が体育の授業にどのように反映していったかということについて述べてゆく。

注 (1) 文部省編「青少年の健康と体力」(昭和41年)、帝国地方行政学会、89～98頁。

(2) 中華民国成立後民国12年(1923年)に国民党が広東政府を樹立するまでの期間。北京に位置していた北洋軍閥が実権を握っていたので北京政府期という。

(3) 舒新城編「近代中國教育思想史」(民国17年—1928年)、中華書局。によれば、軍国民教育思想、軍事教育思想、実利教育思想、実用教育思想、美感教育思想、大同教育思想、職業教育思想、民治教育思想、非宗教教育思想、国家主義教育思想、公民教育思想に分けている。

(4) 多賀秋五郎著「中国教育史」(昭和30年)、岩崎書店、250頁。

## 2. 軍国民教育思想

軍国民教育とは、国民すべてが軍事知識と軍人的精神とを具有し、軍事力の強化につとめるように教育しようとする思想である。<sup>(5)</sup>

民国元年（1912年）に教育総長の蔡元培は「新教育意見」の中で、「軍国民教育と社会主義は相反している。他国においては軍国民教育がすでに衰えかけているのに、わが国にあっては、列国がこもごもせまっているので、すみやかに自衛をはかり、今まで喪失した国権を武力によって回復しなければならない立場におかれている。それに武力革命以後は一時軍人執政の時期がないとはいえない。それで、挙国皆兵の制を行なわないならば、軍人社会をしてながく特別階級としてしまい、その勢力を平均することが出来ない。そのため、軍国民教育は今日採らなくてはならないものである。」と述べている。<sup>(6)</sup>

民国元年（1912年）9月2日教育部令第2号で公布された教育宗旨は、「道德教育を重視し、実利教育と軍国民教育とでこれをおぎない、更に美感教育をもってその道德を完成させる。」<sup>(7)</sup> というもので、道德教育、実利教育、軍国民教育、美感教育が教育の中心となったのであった。

陳啓天は「最近卅年中國教育史」で、「軍国民主義は前期の一種の有力な教育思想であり、辛亥革命以後もこの種の思潮が旧来通りに教育界を支配していた。この種の意見を採用して教育宗旨の一条目とした。民国4年日本は21条で中国を圧迫した。袁世凱は国を守るために尚武的教育宗旨を採用した。この種の思潮は民国8年欧州大戦が終了するまで続いた。」<sup>(8)</sup>と述べており、陳青之は「中國教育史」で、「軍国民教育、この教育思想は2回起こった。第1回は宣統末年から民国初年の間であり、第2回は民国4、5年の間である。前期の後半期から軍国民思想の聲が高まり、本期の初年になってもその勢が衰えなかったで、本期の初期の教育思潮は前期の継続となった。教育宗旨を採用した時にこの主張を採り入れた。民国4年欧州大戦の戦火が広がり中国にも影響が出た時に、21条が提出され、中国人は驚き、眠りから覚まされ、尚武をもって国を建てなくてはこの恥を雪ぐことが出来ないと覚った。そこで政府は袁氏の尚武的教育宗旨を公布した。ただし、6年以後はこの思想も下火となり、民国7年欧州大戦の終結と共に終ってしまった。」<sup>(9)</sup>と述べている。<sup>(10)</sup>

軍国民教育思想は、清末から民国初期にかけては西欧列強の中国進出により植民地化しようとする中国を守る手段として重視されたのであり、民国4年～5年（1915年～16年）にかけて再び盛んとなったのは、第1次大戦の勃発による日本の対独宣戦に伴い、独租借地のある山東省への日本の出兵と、日本の対華侵略の意図を示した独権益の継承を含む対華21カ条要求を

提出（民国4年—1915年—1月提出、5月締結）したことにより恥辱をうけたとして盛んになったのである。

注 (5) 前掲(4)書, 308頁。

(6) 経世文編社編「民國經世文編」(民国3年—1914年) 経世文編社, 32巻1丁。

(7) 教育部総務庁文書科編「教育法規彙編」(民国8年—1919年) 教育部, 87頁。

(8) 日本が袁世凱政府に承認させた21カ条の要求。この要求により日本が中国に有力な地歩を占めようとするもので、山東省に関する4カ条、南満州、東蒙古に関する7カ条、漢冶萍公司に関する2カ条、希望条項7カ条、沿岸不割譲に関する1カ条からなっていた。民国4年(1915年)1月に提出され、5月25日に調印された。

(9) 陳啓天著「最近卅年中國教育史」(民国19年—1930年) 太平洋書店(上海), 174~175頁。

(10) 陳青之著「中國教育史」(民国20年—1931年) 商務印書館, 655~657頁。

### 3. 軍国民教育思想の体育への影響

民国元年(1912年—壬子)9月4日に新教育方針に基づいた学制の「壬子学制」が公布されたが、9月2日に公布された教育宗旨の影響を受けて軍国民教育の色彩の強いものであった。

軍国民教育の思想を強く打ち出すために、民国元年(1912年)12月18日に教育部は「各学校応於体操正科外兼作有益之運動」(各学校は体操の正科の外に有益の運動を実施せよ)との通令を出した。

それは、

「教育部が教育宗旨を公布して軍国民教育を道德教育のたすけとした。もとより各学校が学生の体育を重視して、強壯果毅の風を養成することを期待したためであるが、学校の教科からして体操の授業時数を増すことは困難である。学校はこの意を体して学生を指導して、体操の正科のほかに種々の有益の運動を実施させる。専門学校以上の学校では体操は正科にはないが、運動部を組織して随時練習を行なわせて智育偏重にならないようにさせる。また、毎年春秋の2回学校で運動会を行ない、互に切磋琢磨して怠惰を恥として勇健を榮譽と思うようにさせる。そうすれば学生の身体は日増しに強くなり、智育、徳育を増進するであろう。」<sup>(11)</sup> というものであった。

民国3年(1914年)に第1次世界大戦が起こり、日本の対独参戦による山東省への出兵と対華21カ条条約の提出により中国は恥辱を受けたとして軍国民教育思想が盛んとなった。

当時の北京政府の実権を握っていた袁世凱も武力による中国統一を考えていたので、民国4年(1915年)1月に教育綱要を定め、同年2月には「愛国、尚武、崇実、孔孟に法る、自治を重んじる、貪争を戒める、躁進を戒める」の7項の教育宗旨を公布した。<sup>(12)</sup>

その尚武の項に

「国家は何で強くなるのか、民による。民は何で強くなるのか、民の身体による。民の身体は何で強くなるのか、尚武による。尚武の道は二つあり、一つは身を守ることであり、他は国を守ることである、これを合わせて一つにする。身を守るとは国を守ることであり、国を守るとは身を守ることである。……そのため、今の国民教育について語る者は、徳育、智育のほかに体育を重んじ、幼少より遊戯によって活潑な精神を養い、やや長じたらば兵式体操を習いその身体を鍛錬し、球技、相撲を常に行なう、時には大会を開いて運動の競争を行なって国民の發育を図る。これは民の良くその身を守ることである。……」<sup>(13)</sup>と定めていた。

民国4年(1915年)4月23日から5月12日に天津で開かれた全国教育会聯合会は教育宗旨の方針に従って種々の議決を行なったが、<sup>(14)</sup>その中に「軍国民教育施行方法案」があった。それは教育に関するもの9条と訓練に関するもの12条からなっていた。

教育に関するものは、

1. 小学校においては作戦的遊戯を主とする。
2. 各学校は中国固有の武術を行なう。これらの教員は各師範学校において養成する。
3. 各学校の教科書に古今の武勲者及び国の恥辱に関する文を載せて覚醒を促す。
4. 各学校の唱歌は雄武な曲を選択して士気を鼓舞する。
5. 師範学校および各中等学校の最終学年の体操科では軍事学大綱を教える。
6. 中等学校以上の学校は最終学年に兵式体操と射撃を実施する。その実施方法は教育部より陸軍部に照合して規定を定める。
7. 中等以上の学校の体操の授業は厳格な鍛錬を主義とし、毎学期野外運動を実施する。
8. 各教科と軍国主義に関係のあるものは連絡をとって武勇の精神を注入する。
9. 特殊な教材やこの主義に大いに関係のあるものは特別の時間を設けて授業を行なう。

訓練に関するものは、

1. 小学生には軍国民の性質と軍人の意志を養成する。
2. 中等以上の学校の学生には兵士の能力を具えさせる。
3. 各学校は学生の体格検査を重視する。
4. 高等小学校以上の学校は制服を着用する。
5. 中等以上の学校の管理方法は軍規を参照する。
6. 各学校は勤労の習慣を養成する。
7. 各学校は礼儀作法の形式を規定し、教員学生共に厳正に守り、雄健整齊の校風を養成する。
8. 各学校は粗衣粗食の習慣を養い、寒暑に対する忍耐力を練り、海水浴、水浴を奨励する。
9. 各学校の教職員は学生を引率して各種の運動競技を励行する。

10. 各学校は体育会を設ける。
  11. 各学校は国恥記念品を蒐集，製作，展示して警告反省を促す。
  12. 各学校は歴代武人の遺影を表彰して常にその功績について講義をする。<sup>(15)</sup>
- というものであった。

この「軍国民教育施行方法案」は各教科に影響を与えたであろうけれども，特に体育に対する影響が大であると考えられる。

この決議案は袁世凱の最盛期になされたものであるので，袁世凱の帝政に対する反撓の第三革命，それに続く袁世凱の死によって，北京政府の指導権の交代が行なわれた（実権はやはり北洋軍閥の手中にあった。）ので「軍国民教育施行方法案」もただ単に案としてのみで法令としては公布されなかった。また袁世凱の定めた教育宗旨も廃止された。その上，民国7年（1918年）には第1次大戦も終結し，日本の山東省からの撤兵もあり，軍国民教育思想は下火となったので，実際に体育の授業に影響を与えたかどうかということになると大いに疑問の持たれるところである。

- 注 (1) 前掲(7)書，113頁。  
(2) 前掲(3)書，121頁。  
(3) 前掲(3)書，121～122頁。  
(4) 丁致聘編「中國近七十年來教育記事」（民国50年—1961年）台湾商務印書館，58頁。  
(5) 前掲(3)書，122～124頁。

#### 4. 国家主義教育思想

国家主義教育思想は民国11年（1922年）頃から民国15年（1926年）頃にかけて盛んとなった教育思想であり，この一時期のみに盛んとなったのである。

しかし，中国における国家主義教育思想は民国11年（1922年）になって急に起こったものではなく，舒新城によれば，「国家主義教育思想は民国11年以後に盛んとなったが，清末の変法自彊と外患に迫られて自然に起こったものであるから，この思想の起こったのは学制系統の出来る以前である。」と述べている。<sup>(16)</sup>

国家主義教育思想は政治上の国家主義から生じるものであり，政治上の国家主義は外国からの圧迫によって生まれるものである。中国において外国からの侮りを受けるようになったのは，阿片戦争によって開国して以後である。阿片戦争以後中国の受けた損失は非常に大であった。国を憂う人達は国事について考える時に国家主義という目標を掲げていなかったが，その方向に向かっていたのである。

光緒28年（1902年）梁啓超は教育当定宗旨に国家主義の精神を示しており，光緒32年（1906

<sup>(17)</sup>

年) 学部の奏定した教育宗旨の忠君の項も国の恥辱をそそぐという意味からして国家主義教育思想を表わしているといえる。<sup>(18)</sup>

中華民国成立後も国家主義教育思想について論じる者もいたが、民国8年(1919年)のベルサイユ条約は山東問題で中国人の希望を満足させず、不平等条約も撤廃出来なかったため反封建主義、反帝国主義運動が盛んとなっていた。その上国内では軍閥土匪の横行が盛んとなり、ソ聯は共産主義の宣伝を盛んに行なった。これらが原因となって民国11年(1922年)以後政治上の国家主義が盛んとなり国家主義教育思想も盛んとなっていた。<sup>(19)</sup>

雑誌「中華教育界」も民国14年(1925年)には2カ月にわたって国家主義教育研究号を発行し、当時の教育界の風潮にこたえるくらいに国家主義教育思想が教育界に高まっていった。<sup>(20)</sup>

陳啓天は「国家主義と教育」と題する論文で各国の国家主義教育と中国における必要性を論じて、「……米国に於ては則ち平民主義を以て国民精神を統一し、且つ世界に向って発展したるも、我が国に於ては則ち平民主義を以て国民精神を離散し、内は軍閥の専横に任じ、外はただ列強の宰割に任ずるのみに過ぎない。かくの如くんば我等が平民主義を提唱する所以の原意に甚しく悖るものである。所謂『平民教育の精神を發揚すべし』といふ我が国の教育標準が、かかる結果を生むのみなることは、我が国教育家の深甚なる考慮を払ふべきものであると思ふ。

平民教育の精神は、固より我が国にはこれが發揚の必要あるも、我等は如何にしてこれを發揚せしむべき乎また如何なる平民教育の精神を發揚せしむべき乎。これ証明せざるべからざる問題である。個人の自由平等を争ふことも平民主義であり、国家の自由平等を争ふこともまた平民主義である。また、政府に向ひて自由平等を争ふことも平民主義であれば、外国に向って自由平等を争ふこともまた平民主義である。平和的方法にして能く平民主義を実現し得れば平和的方法を執るべく、若し平和的方法にして平民主義を実現し能はずんば、激烈なる方法を以てこれを争ふより仕方がない。然らずんば、平民主義はただ国内の統一を破壊するに足るのみにして、維繫たるべき一共同理想なく、また國際的地位を低下するに足るのみにして、与に列強と平和を講ずる国家的資格なきに至るであらう。教育の国家改造の唯一の工具たるを知る我等は、今後我が国の教育宗旨はよろしく平民主義より国家主義に趨重すべく、即ち、個人的平民主義より国家的平民主義に趨重すべく、国内的平民主義より國際的平民主義に趨重すべきを主張する。蓋し是れ我が国の目下の教育上の戡亂救亡的要策であるからである。然らずして尙しただ平和的個人的平民主義を高唱するのみならんには支那の内亂と外患とは永へに肅清さるる日なかるべく、是れ實に国家教育の主旨を失するものにして教育の必要なきものであり、更にまた教育救国を倡へて自ら欺き人を欺くものである。」と述べている。<sup>(21)</sup>

国家主義教育思想は個人のほかに、国家教育協會、中華教育改進社、全国教育会聯合会等の



団体でも盛んとなえられていた。

(22)

民国16年(1927年)国民政府は首都を南京に定めて思想統一工作を開始した。章懋は国民政府教育方針案の教育行政委員会通過後天下に公表して党化教育の意義を明らかにした。章は党化教育とは革命化, 人格化, 社会化, 科学化, 民衆化, 職業化であると説いていた。その論旨は党化教育の意義に関しては極めて鮮明なものがあつた。これより以後党化教育の呼称はにわかには広まり, 王克仁, 陳徳徴, 沈肅立等は上海党化教育委員会を組織して詳細な意見を發表したのであつた(党化教育とは三民主義教育)。

(23)

北伐を完成して中国を統一した国民政府では, 民国17年(1928年)5月15日に大学院(教育部に当たる)が南京に全国教育會議を召集して三民主義教育を行なうことを決定した。この決定

(24)

により国家主義教育思想も下火となつた。

注 (16) 前掲(3)書, 326頁。

(17) 同上

(18) 舒新城編「中國近代教育史資料—上冊—」(1961年), 人民教育出版社, 223~224頁。

(19) 前掲(3)書, 324~325頁。

(20) 中華書局発行「中華教育界」第15卷第1期号第2期号は国家主義的教育研究号となっている。

(21) 南滿州鐵道株式会社北京公所研究室編, 北京滿鉄月報特刊第八「支那に於ける國家主義教育の勃興」(大正15年)南滿州鐵道株式会社北京公所研究室, 10~11頁。

(22) 前掲(10)書, 731頁。

(23) 任時先著「中國教育思想史」(民国25年—1936年), 商務印書館, 364頁。

(24) 前掲(14)書, 162頁。

## 5. 国家主義教育思想の体育への影響

国家主義教育思想の盛んになる前の学校体育は「第二次中國教育年鑑」に、「民国成立以後小中学校の課程に体操を入れることを規定した。その内容は五八体操と普通体操の2種である。当時各学校で実施したのは南北の2派に分かれており, 南方の大都市では日本式の体操を採用していたが, 北方では日本式の体操を採用していたほかにドイツ式体操を教えていた。民国4年(1915年)に上海で第2回極東大会が舉行され, わが国がサッカー, バレーボール, 水泳と陸上競技に優勝してからは学校でとりあげられたが, まもなく淘汰されて球技と陸上競技だけが行なわれた。しかし, 惜しいことに良い教師に恵まれなかったために, 学生間に広く興味を起こさせることが出来ず, 少数の選手が実施したにすぎなかった。この傾向はわが国の体育の發展に非常な阻害を来たした。」と述べており, また, 同書に, 「民国10年(1921年), 米国の大教育家のデューイ, モンロー等が相次いで來華して, 教育当局と学制と課程の改良について検討した。翌年教育部は新学制を公布し, 課程の中の体操を『体育』と改名し, 兒童の身心を發展

(25)

させるのに適する教材を選択して採用し、活動的教育に注意し、学生個人については、毎日体育活動の機会を持たせるように各校に通知した。

次いで、米国の体育家マックロイが来華し、国立南京高等師範学校体育科の責任者となり、学校体育に多くの改善を行ない特に多くの貢献を行なった。民国16年（1927年）、国民政府が南京に奠都して以後学校体育には特に注意を加えた。」とある。

モンローの意見に従って体育から兵式体操を除く思想が強くなり、民国12年（1923年）10月12日から11月5日まで昆明（雲南省）で開催された第9回全国教育会聯合会で議決された「師範学校及職業学校課程標準綱要」ではスポーツ種目が教科としてとりあげられ、兵式体操が廃止された。<sup>(26)</sup>

しかし、国家主義教育思想の高揚につれて、一度廃止された兵式体操も軍事教練として再登場することになった。

国家主義教育思想の体系は軍事教育と教員の養成であった。当時の中国は国力は弱く、外国の侮りを受けており、軍備も自立するためには力がたりなかった。そのため学校での軍事教育の実施が主張されたのであった。

軍事教育の目的は、1. 外国の侮りを防ぐ。2. 内乱にそなえる。3. 紀律を守る。4. 組織を厳にする。5. 胆気を壮にする。6. 筋骨を強くする。7. 軍事学を講義する。8. 武芸を習う。の8つであり、小学校の後期から実施するとしていた。<sup>(28)</sup>

民国14年（1925年）の五・三〇事件は中国の国家主義教育思想、軍事教育思想を盛んにした。

民国14年（1925年）10月14日から27日まで湖南省長沙で開催された第11回全国教育会聯合会では「学校は軍事教練を重視する」、「学校体育は特別に国技を重視する」の案が議決された。<sup>(29)</sup>

そのために第1次大戦の終結、モンローの提案等により体育の教科から除かれていた兵式体操は軍事教練として復活し、学校で実施されるようになった。

軍事教練の実施方案は、

1. 高級中学校以上の学校はすべて軍事教練と軍事学を教授する。
2. 小学校並びに初級中学校には童子軍（ボーイスカウト）訓練を強制し、初級中学校の生徒で比較的年長者には都合により軍事教練を実施する。
3. 軍事教練を実施する学校は、課外運動、体育の時間を設けなくてはならない。
4. 「平民学校（補習学校）もその地域の状況に応じて、軍事教練を受ける機会を設ける。」<sup>(30)</sup>

となっていた。

「中華教育界」第15巻第1期号（民国14年—1925年—7月）の「国家主義と学校体育の改造」で「初等教育の体育課程は、童子軍（毎週90分）、運動（陸上競技、球技等）、遊戯（戦争遊戯等を主とする）、衛生大意。

中等教育の体育課程は、軍事教練と童子軍（毎週120分）、運動（陸上競技、球技等）、体操（固有の武術と器械体操を重視する）、遊戯（特に団体遊戯に注意し、団体精神を養成する）、衛生学。」<sup>(31)</sup>と  
していた。

また、同誌の「国家主義と師範教育問題」で述べている各科の教授標準の体育科は、  
「体育科（体育、生理衛生を含む）

1. 身体を強健にし、道徳、職業、精神等の関係を了解させる。
2. 体育と強種、強国の関係を了解させる。
3. 人体の組織と功用を了解させる。
4. 疾病を防ぎ、健康の知識と技能を維持させる。
5. 小学校の体育、衛生を教え、遊戯の知識と技能を保有させる。
6. 厳肅、清潔の習慣を持たせる。
7. 公衆衛生に注意する習慣を持たせる。
8. 普通の医薬の使用法と救急法の技能を習得させる。
9. 学校軍事教練の知識を保有させる。
10. 童子軍の組織と訓練法を習得させる。」<sup>(32)</sup>

となっていた。

当時の中国は政局の混乱から学校教育も十分に行なわれておらず課程標準も公布されなかった  
ので、種々の主張がなされたがどの程度までに実際に実施されたかは資料の不足から明らか  
ではないが、一部の学校では主張通りに実施されていたことはたしかである。

国家主義教育思想は民国11年（1922年）から民国15年（1926年）にかけて非常に盛んとなっ  
たのであるが、民国17年（1928年）に国民政府により北伐が完成すると、国民政府は思想統制に  
のり出し教育思想も国民党の方針に従って実施されることになったので、国家主義教育思想も  
下火となってしまった。

国家主義教育思想の高揚につれて收回教育権運動が中国全土にわたって盛り上がり、その結  
果、外国人経営の学校も中国の学校制度によることとなったので、体育の授業も中国の学制通  
りに実施されることになった。これは中国の学校体育にとっては大きな成功であった。

收回教育権運動とは教育権を中国人の手に回収する運動である。

教会学校（ミッションスクール）を初めとして外国人経営の学校は中国の学校制度から治外法  
権的な立場にあり独自の教育を実施してきていた。しかし、教会学校を除く外国人経営の学校  
はその数も少なかったので、收回教育権運動の対象となったのは主として教会学校であった。

教会学校が中国に初めて設立されたのは清の道光19年（1839年）であるが、その後次第に数を  
増し、民国9年（1920年）には大学から小学校まで合計して15,213校になっていた。<sup>(33)</sup>

教会学校は政府当局に対して全く独立の形態と組織とで教育活動を行っていたので、学校での体育の授業はほとんど実施されていなかった。<sup>(34)</sup>

收回教育権運動は教育権を中国人の手に回収する運動ではあったが、その背景には不平等条約、外国の対華侵略反対等の種々の要因を含んでいた。

收回教育権運動は民国8年(1919年)頃より盛んとなり出し、民国11年(1922年)から12年にかけて総ての教育団体が蹶起してこの運動を展開したのであった。民国14年(1925年)になると国家主義教育思想の高揚と五・三〇事件<sup>(35)</sup>以後の風潮に刺激されていっそう盛んとなり、政府も收回教育権運動に乗り出し、北京政府教育部は民国14年(1925年)11月16日に「外国人捐資設立学校請求認可弁法」(6条)を公布し、次いで、民国15年(1926年)2月4日に教育部は、<sup>(36)</sup>「国内の私立学校と外国人資金に依り設立された学校は、その課程、訓育、管理については教育部の規定によらなくてはならない。違反した場合には直ちに解散を命じる。」旨の布告を出した。<sup>(37)</sup>

北伐を完成して中国を統一した国民政府は、收回教育権運動を受け継ぎ、教会学校にとっては致命傷ともいえる「私立学校規程」(29条)を民国18年(1929年)8月29日に公布した。<sup>(38)</sup>この法令により教会学校は独自の教科課程を実施することが出来なくなり、教会学校の体育の授業も一般学校と同様になったのである。

注 (25) 教育部編「第二次中國教育年鑑」(民国37年—1948年)、商務印書館、1292頁。

(26) 同上。

(27) 前掲(20)書、第1期号、18~21頁。

(28) 前掲(3)書、326~343頁。

(29) 前掲(4)書、125頁。

(30) 前掲(3)書、128~129頁。

(31) 前掲(20)書、第1期号、2~3頁。

(32) 前掲(31)書、29頁。

(33) 平塚益徳著「近代支那教育文化史—第三国対支教育活動を中心として—」(昭和17年)目黒書店、224頁。

(34) 体育研究所紀要第7巻第1号、45~46頁。

(35) 民国14年5月30日に上海で起こった中国人射殺事件を口火とする中国の反帝国主義愛国運動。目標は不平等条約の廃棄、帝国主義反対。

(36) 前掲(4)書、126頁。

(37) 前掲(4)書、128頁。

(38) 教育部編「教育部公報」第1巻第9期号(民国18年—1929年)教育部、109~121頁。

## 6. 軍事教育思想

軍事教育思想とは、軍国民教育思想が国民に軍事知識と軍隊精神を普及し、軍事力の強化を

目指すものであったのに対して、自衛力を培おうとするものである。

中国における軍事教育思想は前に述べたように国家主義教育思想の高揚につれて次第に盛んとなり教育界に浸透していった。

北伐を完成した国民政府は軍事教育思想をとり入れ、民国17年（1928年）5月22日に大学院（教育部）は「専門以上学校一律加課軍事教育，中学以下学校一律注重体育」の通令を出し、<sup>(39)</sup>同年7月28日に国民政府は「高級中学以上学校軍事教育方案」を公布し、大学院は8月7日に同方案と課程表を頒布した。<sup>(40)</sup>

民国18年（1929年）1月29日に教育部と訓練統監部は会議を開いて、「修正高中以上学校軍事教育方案」，「軍事訓練程度學術科教授訓練要目表」，「學術科課目実施予定進度表」，「高中以上学校軍事教官任用簡章」，「軍事教官服務条例」を施行した。<sup>(41)</sup>

軍事思想の普及につれて国民党の列国帝國主義打倒の運動は満州においても熾烈となり、満鉄並行線問題，日本人土地商租権問題，朝鮮人圧迫問題，さらに万宝山事件，中村大尉事件などが発生し，日本が長年にわたって満州にきずいてきた権益は，しだいにはげしく振撼する有様となった。

このような中に，1929年米国に経済恐慌がおこり，それがヨーロッパに波及して1930年～31年の世界恐慌となり日本経済も大きな打撃を受け，内政的にも行き詰まり，日本の満州権益も危たいにひんしていた。これらを打開するために民国20年（1931年）9月18日に満州事変を起こし，翌年3月満州国を成立させた。<sup>(42)</sup>このことは中国を強く刺激しその軍事教育を促進させる結果となり，舒新城が「近代中國教育史稿選存」の中で述べているように中国教育の転換期となり，中国教育のすべてが軍事力の結集に向かって推進され，軍事教練の強化をはかる法令も次々と公布された。<sup>(43)</sup>

民国26年（1937年）7月7日北京郊外蘆溝橋で起こった発砲事件により日華事変が起こり，日本軍は7月末北京・天津を占領し，8月13日には上海に進撃した。国民政府は抗日を声明し，共產軍を改編して第8路軍とし，9月23日に抗日民族統一戦線が結成された。日本軍は11月上海，12月南京を占領し，その後も厦門，徐州，武昌，漢口，広東と破竹の進撃を続け，国民政府は南京から漢口へ（民国26年12月），ついで重慶へと逃れた。

国民政府は戦時体制に入り，抗日教育を徹底して行ない，軍事教育思想による教育が行なわれた。

注 (39) 前掲(4)書，165頁。

(40) 前掲(4)書，170頁。

(41) 前掲(4)書，180頁。

(42) 満史会編「満州開発四十年史（上巻）」（昭和40年），満史会，119頁。

(43) 舒新城著「近代中國教育史稿選存」（民国25年—1936年），中華書局，202頁。

## 7. 軍事教育思想の体育への影響

戦時体制になれば各教科ともに非常な影響を受けるのであるが、とくに体育に対する影響が大であることは第2次大戦中の各国の学校体育への影響を見ても明らかである。

軍事教育思想が体育に影響を与えたのは、民国14年(1925年)4月15日に江蘇省教育会が江蘇学校軍事教育研究委員会を設け、同年5月2日に上海の「醒獅週報」が学校軍事教育問題の特別号を発行して、学校軍事教育の原理と方法について説明し、米、独、日の軍事教育の実状を述べた以後である。<sup>(44)</sup>

しかし、軍事教育が全国的に実施されたのは北伐の完成により国民政府が全国を統一して以後である。

全国を統一した国民政府は民国17年(1928年)「戊辰学制」、民国18年(1929年)以降に「各学校法」を公布して中国の学校制度を整備していった。

国民政府の教育方針は民国18年(1929年)3月、中国国民党第3次全国大会第11次会议で議決し、4月26日に公布された教育宗旨によっているが、同時に公布された教育宗旨実施方針の第7条に「各学校並びに社会教育機関では国民の体育の発展に注意をする。中等学校、大学および専門学校では相当の軍事訓練を受ける。体育を發展させる目的は、もとより民族の体力を増進させることにあるが、強健の精神を鍛練し、規律の習慣を養成することが主たる目的である。」と述べており、国民の体育と国民の軍事教練は国家政策上密接な関係があるとしている。<sup>(45)</sup><sup>(46)</sup><sup>(47)</sup>

満州国の成立した民国21年(1932年)1月に教育部は軍事教練の強化をはかる目的で訓令を出し、また、民国22年(1933年)に、訓練總監部は規則を改正して学年末試験終了後と暑中休暇に3カ月の集中訓練を実施することとし、さらに、民国23年(1934年)6月8日に教育部と訓練總監部は「学校暑期軍訓暫行辦法」を公布し、同年11月6日に教育部は高級中学と専門学校以上の学校の「平時軍事訓練術科進度表」と「平時軍事訓練学科進度表」を公布した。<sup>(48)</sup><sup>(49)</sup>

満州事変以後日本の大陸進出が激しくなると教育部は民国25年(1936年)2月25日に「國難時教育方案」を公布した。<sup>(50)</sup>

戦時体制の強化に伴って体育の課程標準も民国25年(1936年)6月に初級中学校と高級中学校が、同年7月に小学校の中、高学年の内容が戦時に適するように修正された。<sup>(51)</sup>

民国26年(1937年)に起こった日華事変により奥地に移転した国民政府は、民国27年3月の国民党臨時全国代表大会において抗戦建国綱領を通過させた。その綱領中教育に関するものは、

1. 教育制度および教材を改訂し、戦時教程を推行し、国民道徳の修養を重視し、科学研究を引き上げ、設備を充実する。

2. 各種専門技術人員を訓練し、適当に配分して、作戦需要に応じさせる。
3. 青年を訓練し、戦区および農村に服務させる。
4. 婦女子を訓練し、能く社会事業に服務させ、もって作戦力量を増加させる。<sup>(52)</sup>

であった。

この抗戦建国綱領に従い学校体育に関しては民国29年(1930年)3月に「各級学校体育实施方案」が公布され、各学校の暫行の体育施設の最低規準が示され、各学校の体育の内容も、

小学校は民国31年(1942年)修正小学体育課程標準により、授業時数は1～2年毎週唱歌遊戯で180分、3年毎週120分、4年毎週150分、5～6年毎週180分となり、授業内容は、秩序運動、体操、リズム運動、遊戯、競技、巧技、球技、国術と改められた。

中学校については民国29年(1940年)2月14日初級中学、高級中学の体育課程標準を修正公布して、初級中学では各学年共に体育と童子軍がおのおの週2時間、高級中学においては各学年共に体育が週2時間、軍事訓練(女子は軍事看護)が週3時間となった。その他に朝の体操が初級・高級中学ともに実施され、初級中学においては課外運動と童子軍訓練を週3時間、高級中学においては週3時間の課外運動を行ない、軍事訓練、軍事看護、特に救護工作に集中すると規定した。<sup>(53)</sup>

師範学校の体育課程標準も修正され、大学、専門学校については民国29年(1940年)に「専科以上学校体育实施方案」が公布された。<sup>(54)</sup>

このように体育の授業が強化されていったのであったが、しかし、太平洋戦争も日本の敗戦によって終了すると軍事教育思想も影をひそめて、民国37年(1948)年9月に小学校の課程標準が改訂されて体育の授業時数も1～3年は変わらなかったが、4～5年では毎週の授業時数が30分少なくなり、同年12月の初級・高級中学の課程標準の修正で、初級中学の童子軍が週1時間となり、女子では2年の後期から体育が週1時間となり、高級中学では男女ともに軍事訓練(女子は軍事看護)がなくなり、女子の体育の授業時数は2～3年が週1時間となった。<sup>(55)</sup>

このように戦争の終了により軍事教育思想は影をひそめてしまった。しかし、終戦後の国共相剋によりこの思想が再び盛んとなるのであるが、その時点は本論文では扱わない。

注 (44) 舒新城著「民国十四年中國教育指南」(民国14年—1925年)、商務印書館、316～318頁。

(45) 前掲(44)書、189頁。

(46) 吳文忠著「中國近百年體育史」(民国56年—1967年)、台湾商務印書館、148頁。

(47) 前掲(46)書、149頁。

(48) 前掲(4)書、315頁。

(49) 商務印書館編「中華民國法規大全—第三輯—」(民国25年—1936年)、商務印書館、4141～4145頁、4148頁。

(50) 前掲(46)書、153頁。

(51) 前掲(49)書、3875～3876頁、3885～3886頁、3924～3926頁。

- (52) 趙如珩著「中國教育十年」(昭和18年), 大紘書院, 172~186頁。
- (53) 前掲(4)書, 122頁, 前掲(46)書, 335頁。
- (54) 前掲(46)書, 335~336頁。
- (55) 前掲(46)書, 122頁, 187頁。

## 8. む す び

中華民国成立から太平洋戦争終了までの34年間の中国の教育界を風靡した軍国民教育思想, 国家主義教育思想, 軍事教育思想とそれらの教育思想の学校体育への影響について述べて来た。

中華民国成立から民国34年(1945年)までの間に, 北京政府期の軍閥間の主導権争いによる内戦の続発, 第1次国共合作, 国共分裂, 国民党の北伐の完成による中国の統一, 国民党の共産党討伐と共産党の西征, 日本の大陸進出に伴う満州事変, 日華事変, それに引き続いての太平洋戦争と続いて中国の社会的条件はめまぐるしく変動して来ている。

軍国民教育思想は, 清末から民国初年と, 民国4年~5年にかけての2度, 非常に高まった。清末から民国初年にかけては西欧列強の中国進出により植民地化しようとする中国を守る手段として重視されたのであり, 民国4年~5年(1915年~16年)にかけて再び盛んとなったのは第1次世界大戦の勃発による日本の対独宣戦に伴い, 独租借地のある山東省への日本軍の出兵と, 日本の対華侵略の意図を示した独権益の継承を含む対華21カ条要求(民国4年—1915年—1月提出, 5月締結)が提出されたことによって恥辱をうけたとして盛んになった。

日本の対華21カ条要求の交渉が続けられていた民国4年(1915年)4月23日~5月12日に天津で開催された全国教育会聯合会で議決された13件の案件の中に「軍国民教育施行方法案」があった。

しかし, 袁世凱の帝政問題をめぐっての政争と, その後の軍閥間の戦いのために政府は教育を考えている余裕はなかったので, 「軍国民教育施行方法案」はただ単に案としてのみで法令としては公布されなかった。政府が政争に明け暮れている間に欧州大戦も終了し, 日本の撤兵もあり軍国民教育思想も下火となった。そのため軍国民教育思想は学校体育にはほとんど影響はなかった。

国家主義教育思想は内憂外患を背景として国の自立自強を目的としていたので, 民国8年(1919年)のパリ平和会議が中国の希望を満たすことが出来ず, 不平等条約を取り消すことも出来ず, ことごとく外国人の掣肘を受け, 国内では軍閥, 土匪が横行して人民の困苦は甚だしいものであったので, これらの種々のことが原因となって, 民国11年(1922年)以後政治上の国家主義が盛んとなえられだし, それにつれて国家主義教育思想も盛んとなっていった。



民国14年（1925年）の五・三〇事件は中国の国家主義教育思想をより一層もりあげたのであった。

国家主義教育思想の体系は軍事教育と教員の養成であった。民国14年（1925年）10月14日から27日まで湖南省長沙で開催された第11回全国教育会聯合会では「軍事教練を重視する」、「学校体育は特別に国技を重視する」の2案が議決された。

国家主義教育思想の高揚により、第1次大戦の終結と米国からの対華教育視察団の影響のために廃止された兵式体操も軍事教練として復活した。

民国16年（1927年）首都を南京に定めた国民政府は思想統一工作にのり出し、民国17年（1928年）に北伐を完成して以後はその工作をいっそう進め、党化教育の名のもとに教育思想も統一した。そのため国家主義教育思想も消滅してしまった。

国家主義教育思想は学校体育にはたいした影響を与えなかったと考えられるが、国家主義教育思想の高揚に伴って起こった收回教育権運動は中国の学校体育においては画期的なことであった。

收回教育権運動とは教育権を中国人の手に回収する運動で、中国の学校制度から治外法権的立場にあり独立の教育を実施していた教会学校を初めとする外国人経営の学校の教育権の回収にあった。

この運動の目的は主として民国9年（1920年）に15,213校あった教会学校にむけられた。民国8年（1919年）頃から盛んになった收回教育権運動は国家主義教育思想の高揚につれて全国を風靡した。政府も種々の法令を出して規正していったが、北伐を完成した国民政府は民国18年（1929年）8月に「私立学校規程」を公布し、中国の学校法によらない学校を認めないとして收回教育権運動に終止符を打った。

「私立学校規程」により、それまで独自の教科課程により体育をほとんど実施していなかった教会学校も中国の学校法によることとなったために、一般の学校と同様の体育の授業を実施するようになった。

軍事教育思想は自衛力を培おうとするもので、国民政府は教育方針として軍事教育思想をとり入れ学校に軍事教育を実施するための種々の法令を公布していった。

軍事思想の普及につれて国民政府の列国帝国主義打倒の運動は満州においても熾烈となり、これらが原因となって民国20年（1931年）9月に満州事変が起こり満州国が成立した。このことは中国を強く刺激して軍事教育を促進させる結果となった。民国26年（1937年）7月の日華事変により国民政府は戦時体制に入り軍事教育思想による教育を実施した。

各学校の教科課程も戦時に適するように改訂され、体育、軍事教練の授業時数の増加が行なわれた。しかし、太平洋戦争の終結による平和の到来と共に軍事教育思想は下火となり、体育

の授業時数は旧にもどされ、軍事教練は廃止されてしまった。とくに、初級・高級中学の2～3年の女子の体育の授業時数は、清の光緒33年(1907年)に女子の学校制度が出来て以来の最低の授業時数となってしまった。

軍事教育思想の学校体育への影響は非常に大きかったのである。

中華民国成立から太平洋戦争終結までの34年間に、中国のおかれた社会環境はめまぐるしく変化していったのであった。社会状況の変化は教育への影響となって現われたために中国の教育界は種々の教育思想に支配されたのであった。これらの教育思想はお互に関連を持っていたし、また、本論文にとりあげた教育思想以外にも直接または間接に体育に影響を与えたであろうと考えられる教育思想もあったのである。

しかし、本論文においては最も体育と関係の深いと思われる、軍国民教育思想、国家主義教育思想、軍事教育思想の3つを採りあげたのである。この3つの教育思想のうち体育にたいして影響のなかったのは軍国民教育思想であり、最も大きな影響を与えたのは軍事教育思想であった。

〔附 記〕

本稿は昭和42年度慶應義塾学事振興資金による研究である。